

富山市借上市営住宅整備基準

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 この整備基準は、富山市借上市営住宅制度要綱(以下「要綱」という。)第3条の規定に基づき富山市借上市営住宅等(以下「借上市営住宅等」という。)の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1)敷地 借上市営住宅等及び駐車場が整備される一団の土地をいう。
- (2)共同住宅 1棟に2戸以上の住宅があり、住戸ごとに完全に独立している集合住宅をいう。
- (3)居住室 就寝室、食事室その他居住の目的のため継続的に使用する室をいう。

第2章 借上市営住宅等の基準

(基本的要件)

第3条 借上市営住宅等の整備は、公営住宅法、富山市営住宅条例(平成17年条例第244号)、公営住宅等整備基準の技術的助言(平成24年1月17日付国住備第196号)、その他建築関係法令等に従い行わなければならない。

- 2 借上市営住宅等は、別表1から別表3に定める仕様を基準とし、華美にならないようにしなければならない。
- 3 借上市営住宅等及び敷地は、立地、周辺の状況、安全、衛生、規模、形状、経済性等を考慮して、入居者にとって便利で快適な環境を整備しなければならない。
- 4 借上市営住宅等は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するため、自然景観への配慮や周辺のまち並みと調和を図らなければならない。

(敷地)

第4条 敷地は、幅員6メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない

(構造)

第5条 借上市営住宅の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、延焼のおそれのある部分がない長屋建て形式はこの限りではない。

(住戸型式及び間取り)

第6条 借上市営住宅は、DKタイプの共同住宅としなければならない。間取りは、居住室のほか、玄関、便所、浴室、洗面所、脱衣室、洗濯機置場、屋根付きバルコニー又はサンルームを設けるとともに、収納のための空間を確保しなければならない。

(駐車施設)

第7条 駐車施設は、1戸あたり1台以上を、原則、敷地内に設けなければならない。

(自転車置場)

第8条 自転車置場は、屋根付きとし、1戸あたり1台以上設けなければならない。

(外部物置)

第9条 共用部分または屋外に、住戸専用の外部物置を設けなければならない。

第3章 補則

(住宅性能評価書)

第10条 公営住宅等整備基準第8条第2項から第5項まで、第9条第3項、第10条及び第11条の規定に基づく措置は、技術的助言(平成24年1月17日付国住備第196号「公営住宅等整備基準について」)に定める基準を満たし、次に定める住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価書を提出すること。

(1) 評価機関

住宅性能表示制度に基づく登録住宅性能評価機関

(2) 評価戸数

評価戸数は、各棟の各階1戸以上かつ各階の各住戸パターン1戸以上とする。

(3) 提出物

設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書及び検査報告書の写し

(化学物質の室内濃度)

第11条 工事完了後、次に定める化学物質の室内濃度の測定結果を提出すること。

(1) 測定戸数及び測定箇所

測定戸数は、各棟の1割以上の戸数かつ住戸パターン各1戸以上とする。

測定箇所は、1住戸あたり2室を測定すること。

(2) 採取条件

住宅性能表示制度に基づく評価方法基準第5の6の6-3とする。

(3) 測定結果

測定値が厚生労働省の指針値を上回った場合は、考えられる理由及び講じた措置を報告すること。

(4) 提出物

測定結果報告書を一部。

(その他)

第12条 この整備基準に定めるもののほか、この整備基準の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この整備基準は、平成21年8月31日から施行する。